

**第8回
東京水道グループ
コンプライアンス有識者委員会資料**

令和2年7月9日

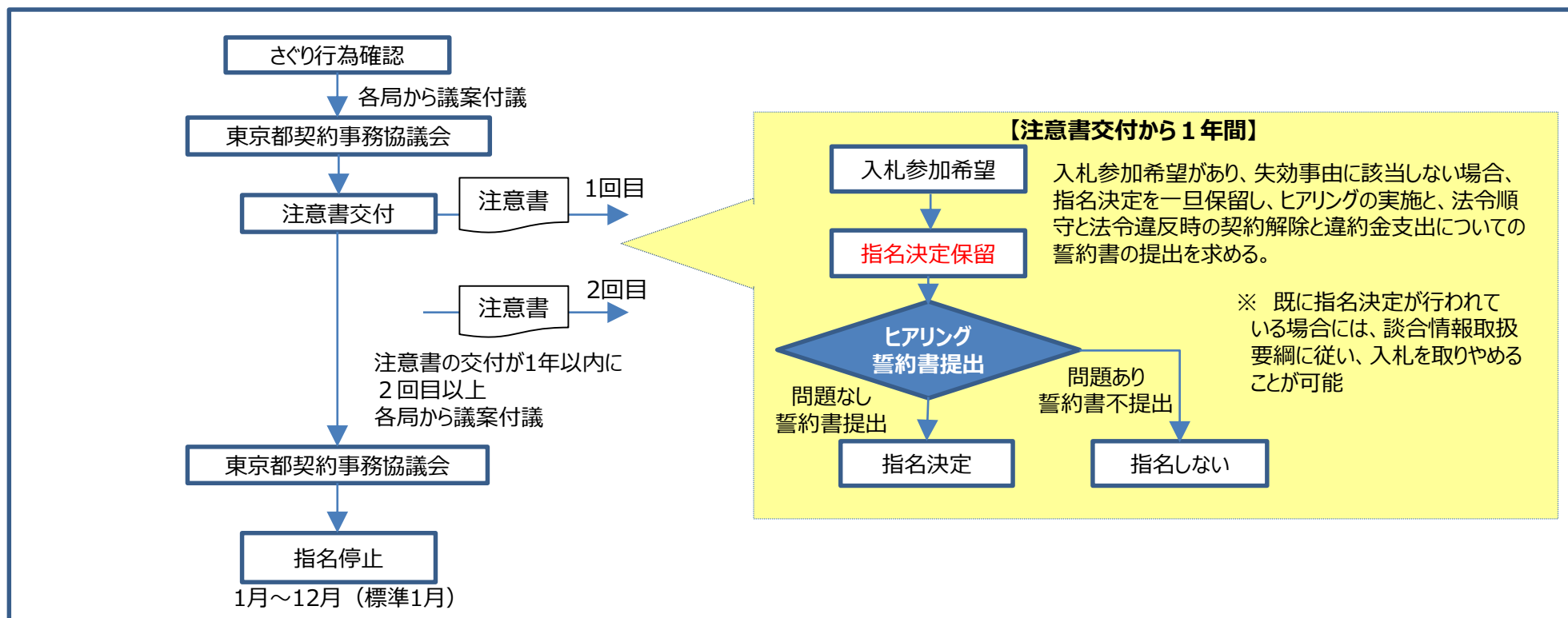
- 1 調査特別チーム最終報告書で掲げた再発防止策実施状況の報告
- 2 水道局における内部統制システム構築に向けた実施状況

1 再発防止策実施状況の報告

不正行為に対するペナルティー強化

実施内容

- 当局では、入札参加者がさぐり行為を行った場合に交付する「注意書」は、1年間で2回交付されたら指名停止となっている。
- 加えて、交付1回目の場合においても1年間は指名決定を保留して独占禁止法等の法令違反がない旨の誓約書の提出を求め、提出がない場合は指名しないこととしている。



<当局でのこれまでの実績> 平成30年12月運用開始。本年5月末現在までに適用した事例は発生していない。

1 再発防止策実施状況の報告

契約事務所管部署における情報漏えい防止

経緯

契約課職員による情報流出

平成29年度三園浄水場排水処理作業委託の契約書等の書類を契約予定事業者に交付する際、誤って、非公表の予定推定総金額が記載された書類を交付した。

実施内容

- 契約事務フローの点検を行い、厳格管理情報が表示された紙情報の有無を確認
- 厳格管理情報が表示された電子調達システムの画面のハードコピーは、原則出力禁止
- 業務上の用途で使った場合には、使用后、直ちにシュレッダー等により破棄することとし、保管は行わないよう徹底
- 電子調達システムへの入力内容の確認について、チェックリストを作成し、確認項目及び確認方法を局内で統一
- 契約書の受け渡し及び交付の際、管理簿に対応者等を記録し、管理
- 資料の混入を防止する取組み
 - ・仕様書の1ファイル化
 - ・2通作成する際のコピー対応の徹底

実施時期

令和元年12月、全契約所管部署において運用開始

1 再発防止策実施状況の報告

委託契約情報の事後公表の拡大

目的

- 第三者による入札参加者の応札行動等の事後的な検証を可能とすることで、入札参加者への入札談合の抑止力強化を図る。

実施内容

- 契約額1,000万円以上の業務委託について、過去5年間の落札額・入札参加者別応札額等の情報を一覧表により公表（これまでは過去1年）

実施時期

- 平成30年12月運用開始

No. 52		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成31年度			
契約年度	契約年度	契約年度	契約年度	契約年度	契約年度	契約年度	契約年度	契約年度	契約年度		
契約件名	契約件名	契約件名	契約件名	契約件名	契約件名	契約件名	契約件名	契約件名	契約件名		
契約番号	契約番号	契約番号	契約番号	契約番号	契約番号	契約番号	契約番号	契約番号	契約番号		
入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日	入札（見積）日		
契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）	契約額（税込）		
契約者名	契約者名	契約者名	契約者名	契約者名	契約者名	契約者名	契約者名	契約者名	契約者名		
入札（見積）参加者名		入札（見積）金額		入札（見積）参加者名		入札（見積）金額		入札（見積）参加者名		入札（見積）金額	
1	株式会社ヤマキ	13,365,000円	1	新井運送株式会社	12,132,000円	1	株式会社三輝	8,928,000円	1	新井運送株式会社	15,640,000円
2	株式会社リサイクル事業団	19,300,000円	2	株式会社リサイクル事業団	13,240,000円	2	新井運送株式会社	12,171,000円	2	株式会社リサイクル事業団	16,580,000円
3	大久保興業株式会社	31,500,000円	3	大久保興業株式会社	13,440,000円	3	株式会社リサイクル事業団	15,360,000円	3	株式会社京葉興業	20,510,000円
4	株式会社京葉興業	32,600,000円	4	株式会社加藤商事	15,795,000円	4	株式会社京葉興業	18,700,000円	4	長崎輸送株式会社	24,300,000円
5	長崎輸送株式会社	辞退	5	株式会社京葉興業	18,400,000円	5	長崎輸送株式会社	辞退	5	株式会社ヤマキ	辞退
6			6	長崎輸送株式会社	19,460,000円	6			6	株式会社三輝	無効



2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

東京都水道局の内部統制の概要

内部統制を構築する背景

- 当局では近年汚職事故が3回続いて発生。万が一、汚職事故が再発した場合、局の存続を危うくしかねない状況
- 再発防止策は、内部規則の改定等にとどまらず、日々の業務運営に具体的に反映されることが重要であり、運用され、定着しているかを十分に検証するなどのPDCAサイクルの仕組みの構築が重要
- 民間会社では内部統制の構築が進んでいるとともに、自治体においても地方自治法の改正（※）により、内部統制を導入
 - ※ 令和2年4月1日施行 都道府県知事、指定都市の知事を対象としており、当局は適用外

内部統制の定義

内部統制とは、以下のリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセス＝「仕組み」

- ① 業務の効率的かつ効果的な遂行
- ② 財務報告等の信頼性の確保
- ③ 業務に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）
- ④ 資産の保全の4つの目的が達成されない

水道局の取組

水道局では、汚職事故防止の観点から、特に③に重点化した内部統制構築に取り組む。

内部統制の効果

- 内部統制を取り入れることで、これまで行ってきた作業の目的や手順を改めて見つめ直し、日常業務上の注意すべき重要なポイントが明確化
- こうしたことを通じ、業務を正確に行い、不正が起こりにくい環境をつくり、その結果、業務を効果的に行うことが可能となる

（参考）内部統制制度の比較

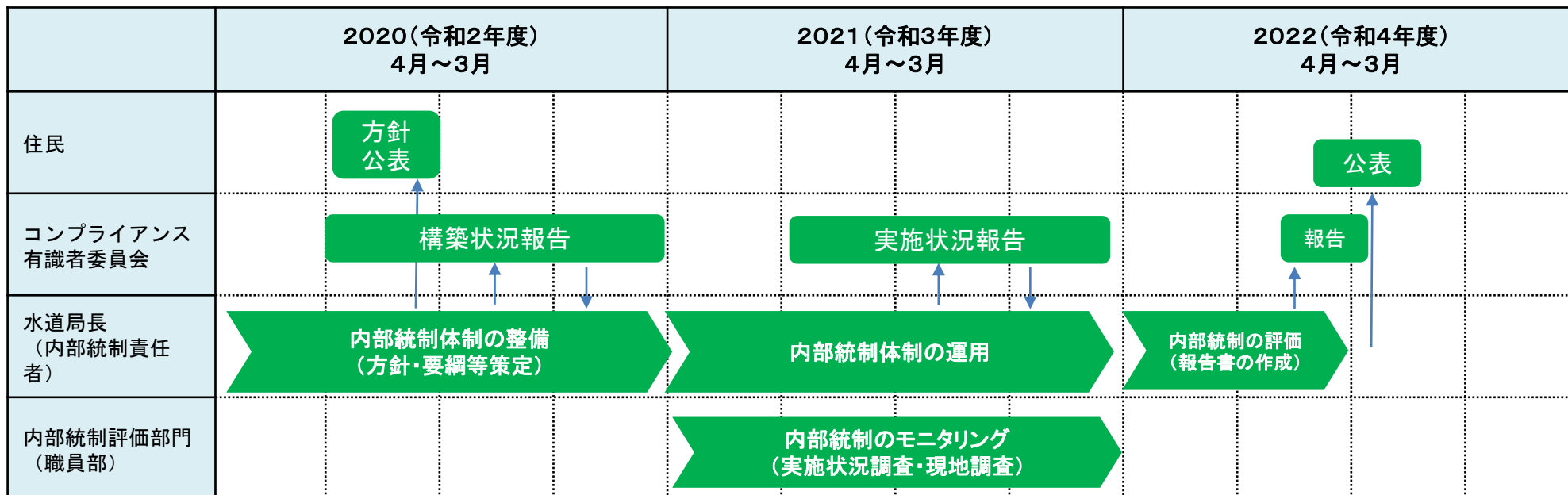
	根拠法令等	目的
株式会社 (上場企業)	金融商品取引法	財務報告の信頼性確保
株式会社 (上場企業に限らない)	会社法	業務の適正性確保
東京都知事部局	地方自治法	着実な財務に関する事務の適正な管理、執行、信頼される都政の実現

2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

(内部統制の4つのステップ)

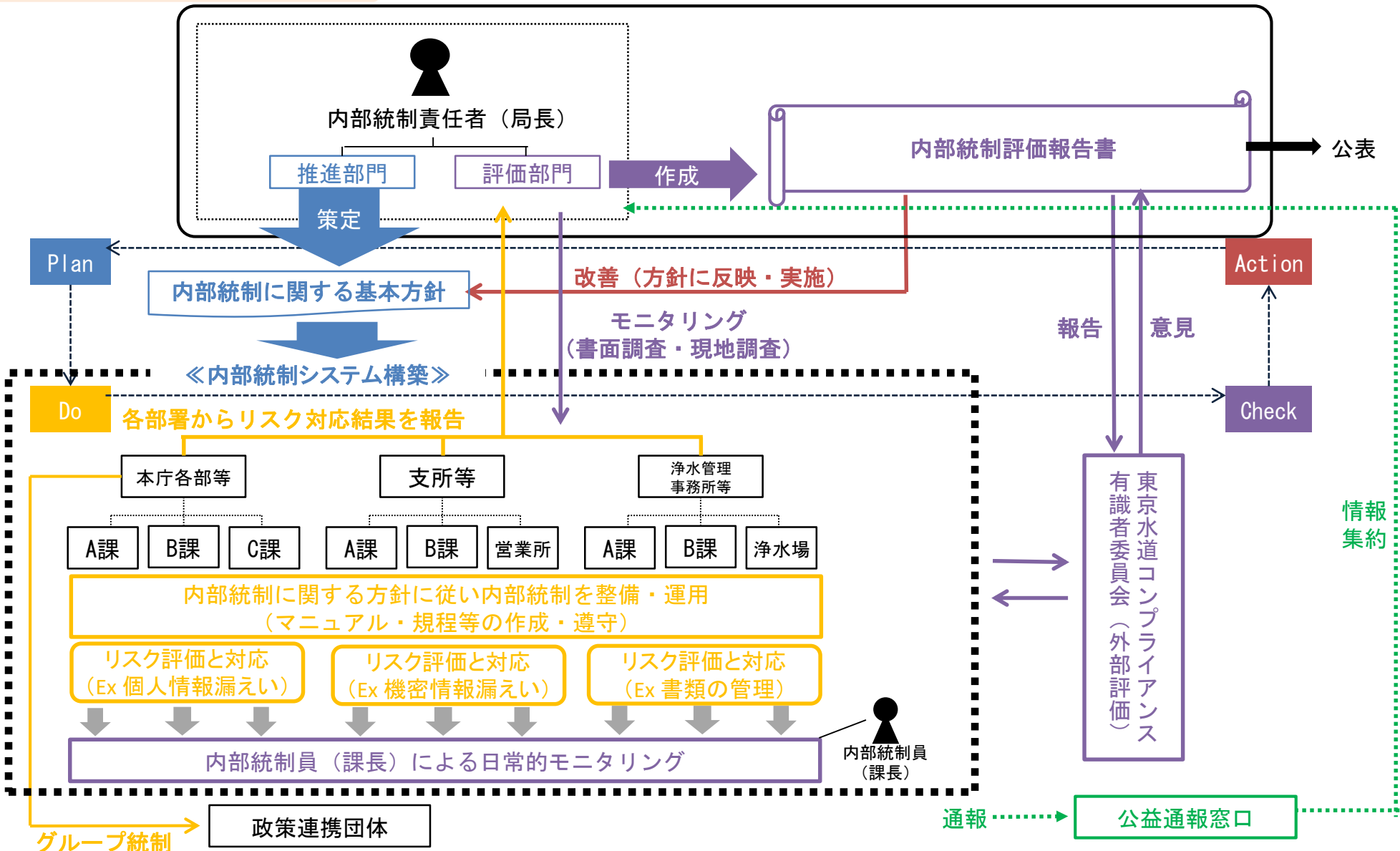
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め想定されるリスクの分析及び重要性の評価 ・ 重点的に対応すべきリスクの選定や取組の検討 ・ 内部統制の基本方針の策定
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部、所は、日々の業務執行において、リスクの顕在化を未然に防止する取組を実施 ・ 各部、所は、取組状況を点検して職員部へ報告 ・ 万が一、リスクの顕在化等重大な問題に気が付いた場合には適時に職員部に報告
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員部人事課コンプライアンス推進担当は、各部・所における取組状況について、モニタリングを実施 ・ 職員部人事課コンプライアンス推進担当では、内部統制の取組結果の概要を報告書にまとめ、内部統制推進会議（仮称）において審議
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会の意見を添えて公表 ・ 内部統制推進会議では、取組状況の評価や有識者委員会の意見を踏まえ、次年度の計画に反映

(内部統制の運用スケジュール)



2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

内部統制推進体制（イメージ）



2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

内部統制局内体制（案）

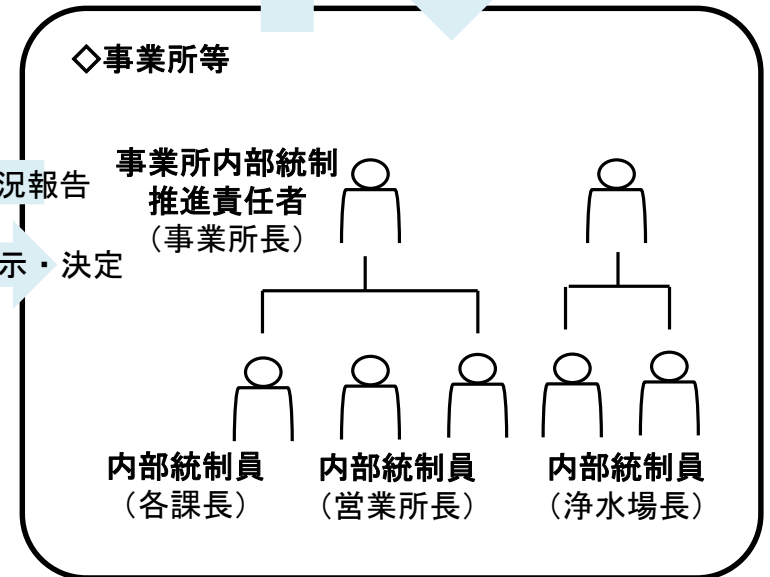
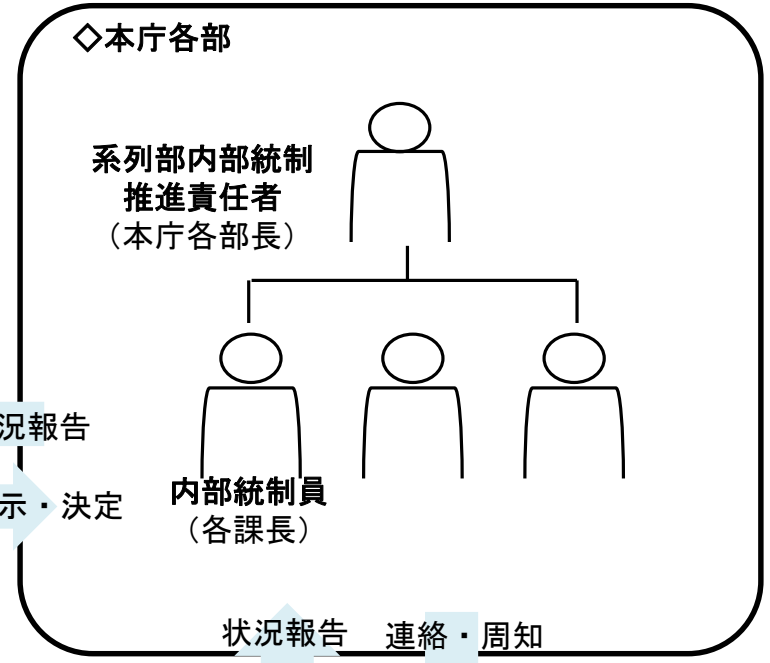
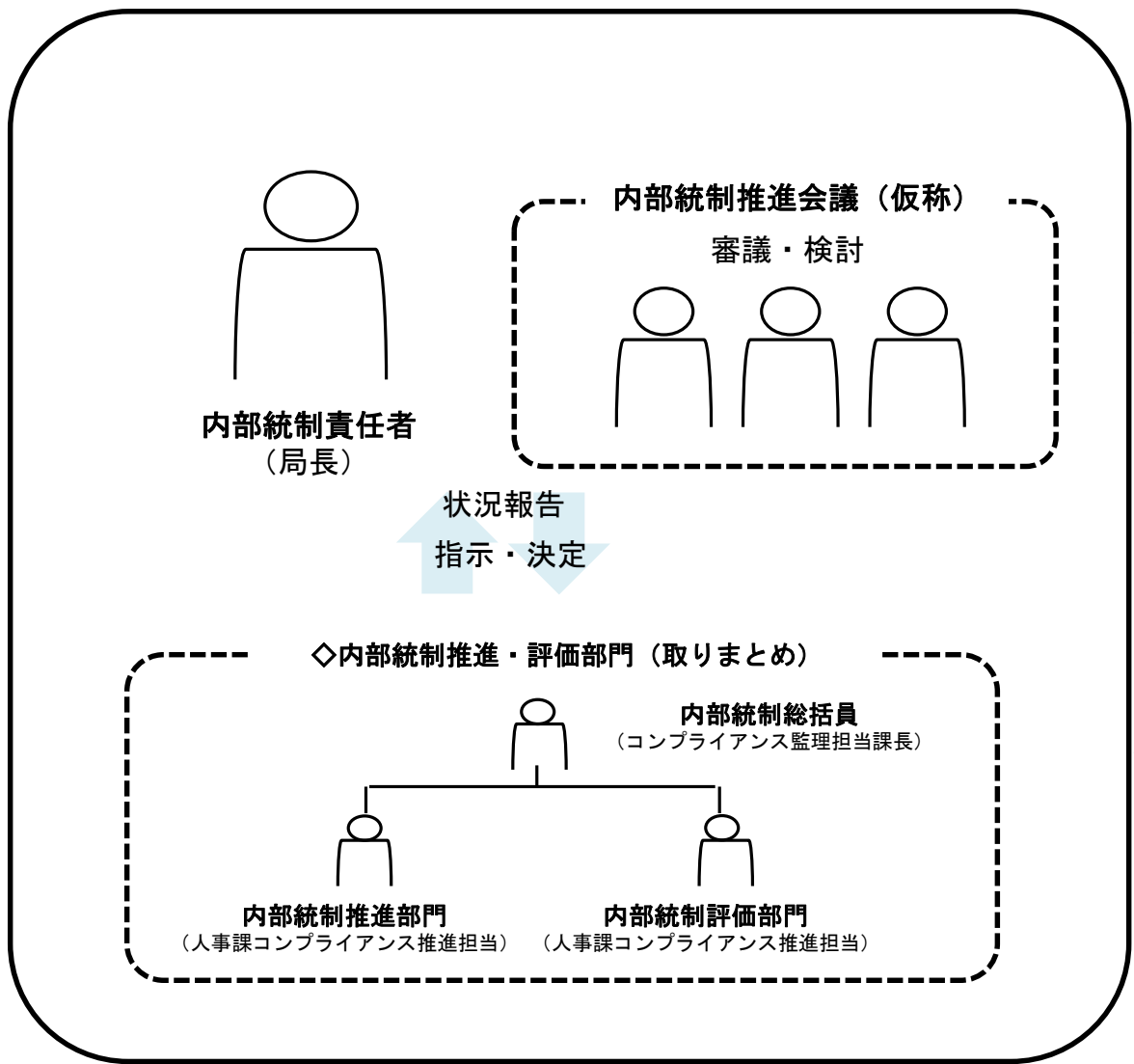
役割	内容	職
内部統制責任者	内部統制の基本方針等の重要事項を決定	局長
内部統制副責任者	内部統制の実務的な責任者	職員部長
内部統制総括員	内部統制推進部門及び内部統制評価部門の責任者	職員部人事課コンプライアンス監理担当課長
系列部内部統制推進責任者	所管事業所を含む系列部内の内部統制推進の責任者	本庁部長
事業所内部統制推進責任者	事業所内の内部統制推進の責任者	事業所長
内部統制員	各課における取組を推進するとともに評価を実施	各課長

部署	内容	職
内部統制推進部門	局内の内部統制の整備及び運用を推進	職員部人事課コンプライアンス推進担当
内部統制評価部門	内部統制の整備状況及び運用状況を評価	職員部人事課コンプライアンス推進担当

会議体	内容	職
内部統制推進会議(仮称)	内部統制の取組状況の評価、構造的課題の識別及び改善に関して必要な事項の検討	内部統制責任者（局長） 内部統制副責任者（職員部長） 系列部内部統制推進責任者（本庁部長） ※事務局：内部統制推進・評価部門 （職員部人事課コンプラ推進担当）

2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

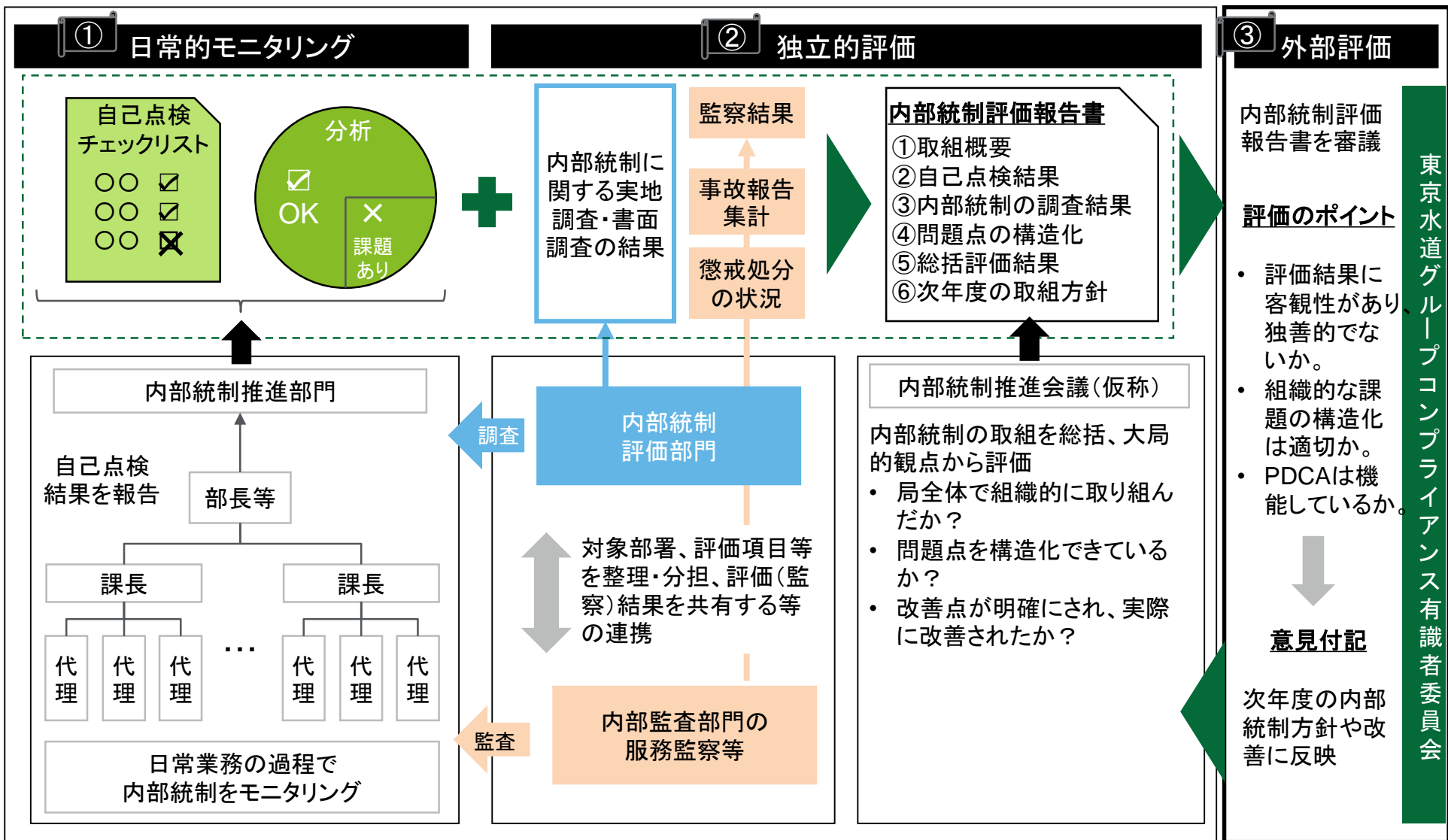
(内部統制局内体制 イメージ図)



2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

内部統制のモニタリング

○モニタリングは、①日常的モニタリング、②独立的評価、③外部評価により構成



2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

(内部統制の3つのディフェンスラインモデル)

3つのディフェンスラインモデルの概要

- 内部統制を構築する際には、3つのディフェンスラインモデルが重要とされている。
- 経済産業省が発行した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」では、「内部統制システムの構築・運用のため、第1線(事業部門)、第2線(管理部門)、第3線(内部監査部門)から成る「3線ディフェンス」の導入と適切な運用の在り方が検討されるべき」とされている。
- 第1のディフェンスライン
支所や浄水場などの事業部門
- 第2のディフェンスライン
本庁の管理部門
- 第3のディフェンスライン
内部監査部門

①

日常的モニタリング

②

独立的評価

3つのディフェンスラインモデル

第1ライン 事業部門

- (例)
- 支所や浄水場等現場での調達やコンプライアンスに関連するリスク評価と対応状況をモニタリング
 - ある浄水場で取り組んでいるリスクについて、ほかの浄水場でも取り組むべきと考えられるが実施されていないケースがないかを点検
 - 実施事項によっては、本庁の各課を含む

第2ライン 本庁管理部門

- (例)
- 本庁の管理部門(総務部、経理部、浄水部等)や内部統制推進部門を中心に調達やコンプライアンスに関連する局共通的なリスクの取組状況をモニタリング

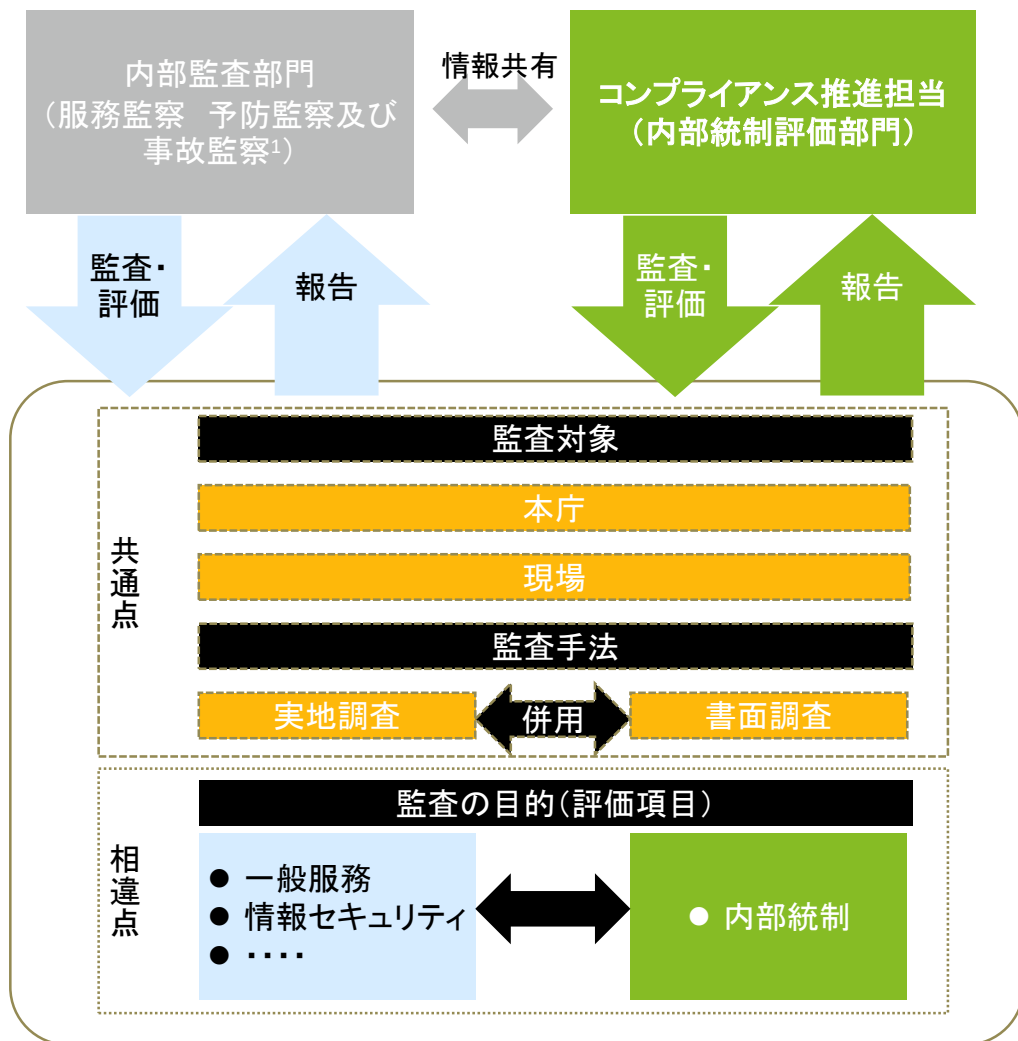
第3ライン 内部監査部門

- (例)
- 局における内部監査部門及び内部統制評価部門が、第1ラインと第2ラインから独立した視点で監査等を行い、第1ラインと第2ラインが気が付きにくい改善契機をもたらしているかを検討

2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

- 内部統制評価部門(人事課コンプライアンス推進担当)は内部統制が機能しているかのモニタリングを実施
- モニタリングに当たっては、内部監査部門と連携
- モニタリングの方法は、実地調査と書面調査に分けられる

(内部統制の評価・評価主体及び評価方法)



調整内容

評価対象(部・所)の調整

- ① 内部監査部門の監査事項と内部統制評価部門の評価対象(部・所)が重複しないよう調整する。

評価基準・項目の調整

- ② 内部統制評価についての評価基準を作成する際に、評価基準、評価項目の重複を避けるための調整を行う。

調査対象職員との調整

- ③ インタビューのタイミングをまとめる等、対象となる職員の負担を軽減できるように調整する。

情報共有の連携

- ④ 内部監査部門ではサービス監察等や懲戒処分に関連して内部統制上の問題点を早期に把握できる可能性がある。内部監査部門とコンプライアンス推進担当(内部統制評価部門)の間で、監査以外の点も含めて情報共有を図る。

監査実施前

監査実施中

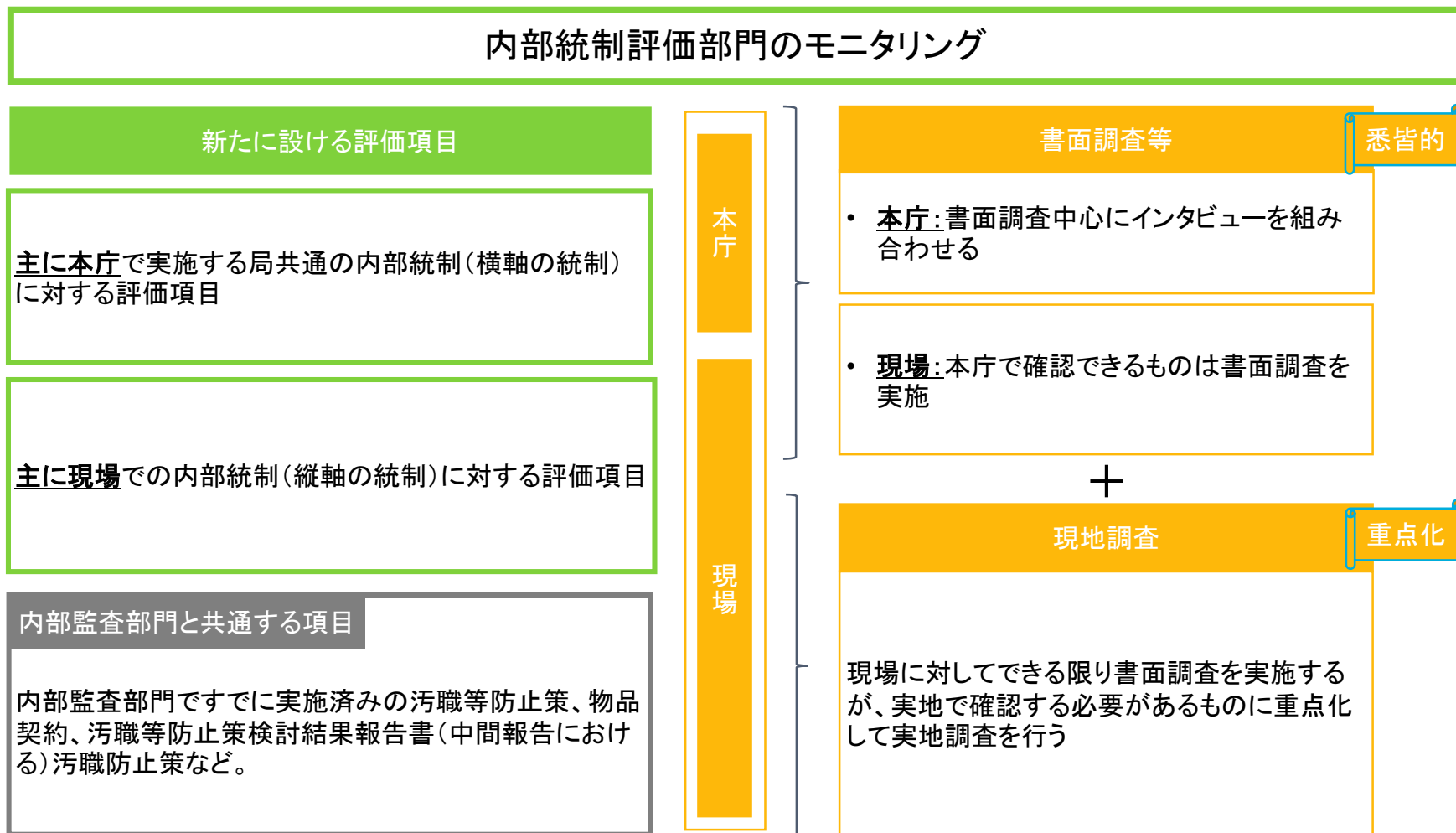
監査実施後

¹ 東京都サービス監察規程(昭和三十年東京都訓令甲第三十一号)参照

2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

○モニタリングを行うに当たり、内部監査部門及び内部統制評価部門（人事課コンプライアンス推進担当）で評価基準・項目の共通する部分を調整

（内部統制評価部門の評価項目等のイメージ）



2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

内部統制の取組(例) (評価部門におけるモニタリングモデルケース) 独占禁止法、入札談合等関与行為防止法コンプライアンスプログラム

内部統制の整備(P)・運用(D)

○水道局は昨年度の不祥事(入札談合等関与行為)を踏まえ、内部統制の取組事項の1つとして、**独占禁止法、入札談合等関与行為防止法のコンプライアンスプログラム**を導入することとした。

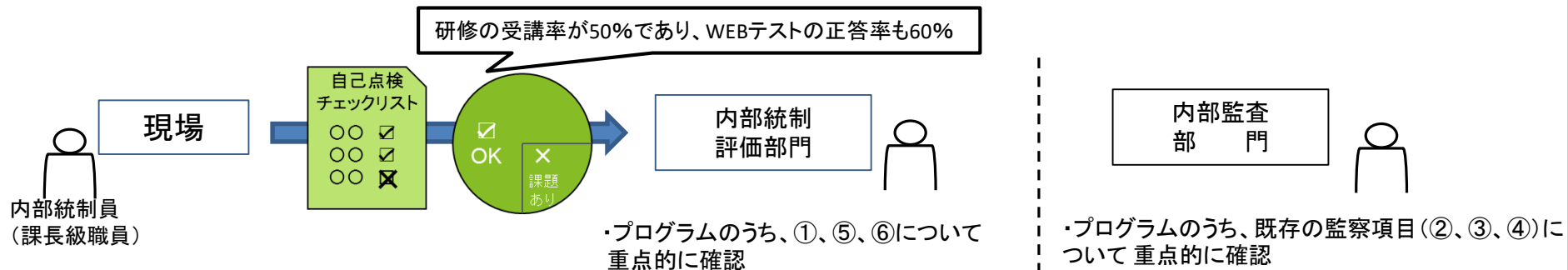
独占禁止法、入札談合等関与行為防止法のコンプライアンスプログラムの内容(例)

- ① トップマネジメント層からメッセージの発信
- ② 懲戒処分規程(社内リニエンシー制度)の周知
- ③ 業務マニュアル(厳格管理情報の取扱いなど)の周知・徹底
- ④ 業者等利害関係者に対する複数名対応
- ⑤ 相談窓口の設置
- ⑥ 研修の受講管理、WEBテストによる浸透度チェック

内部統制の評価(C)

- A浄水場では、現場の課長が取組内容について、**日常的にモニタリング**を実施
- 結果を自己点検チェックリストに記載し、課題を整理し、部で取りまとめの上、内部統制評価部門に報告

・プログラムのうち、⑥に問題があった場合(例)

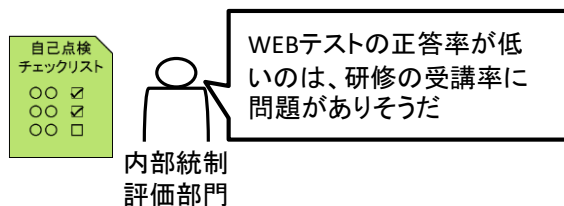


2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

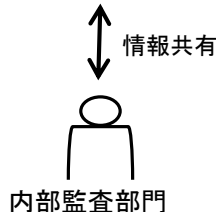
内部統制の取組(例) (評価部門におけるモニタリングモデルケース) 独占禁止法、入札談合等関与行為防止法コンプライアンスプログラム

○内部統制評価部門は、A浄水場において、**独立的な立場からモニタリングを実施(独立評価)**

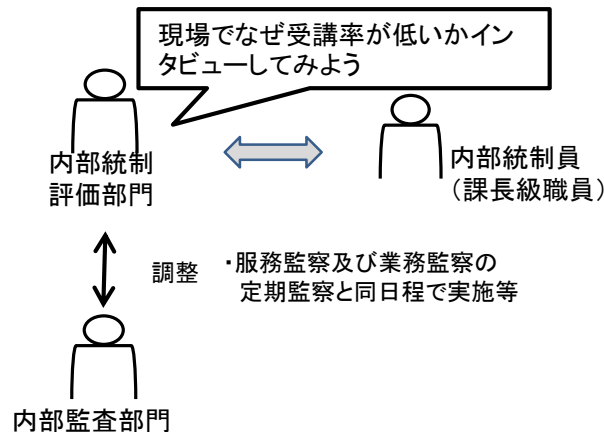
○書面調査(現場から提出されるチェックリスト)



○内部監査部門



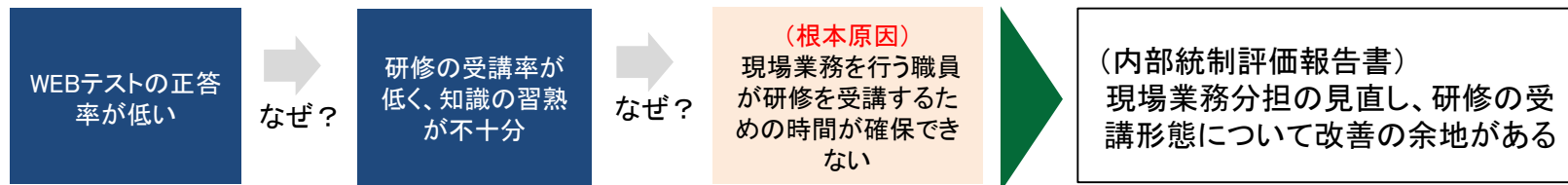
○現地調査(書面調査に基づき重点化して実施)



○内部統制評価部門は、書面調査、実地調査、内部監査部門の監察の結果等を踏まえ、課題を構造化(ルールを遵守できない根本原因の解明)

○内部統制評価部門は、独立評価の結果を評価報告書にて指摘

○内部統制評価報告書は、東京水道グループコンプライアンス有識者委員会の意見を付し公表



内部統制評価報告書

- ① 取組概要
- ② 自己点検結果
- ③ 内部統制の調査結果
- ④ 問題点の構造化
- ⑤ 総括評価結果
- ⑥ 次年度の取組方針


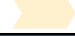
内部統制の改善(A)

○翌年度以降、独立評価の結果を踏まえ、内部統制の改善を実施

(例)研修の受講については対面だけではなく、視聴可能時間の制限がないWEBによる研修受講ができるように内容を改定し、また、A浄水場では、現場業務の分担の見直しを実施

2 水道局内部統制システム構築に向けた実施状況

内部統制の年間実施予定

 当該年度の内部統制の取組
 前年度の内部統制の評価

